

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業の入札説明書等に関する 対話実施要領

1 目的

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業（以下「本事業」という。）への参画を検討している民間事業者との十分な意思疎通により、本事業の主旨と、民間事業者の理解又は解釈との間において齟齬が生じないようにすることを目的として、民間事業者の任意により、対面での個別対話を行います。

なお、市は、入札説明書等に関する質問及び入札説明書等に関する個別対話の結果を踏まえ、入札説明書等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

2 参加対象の事業者

入札説明書に定めるとおり、本事業の入札参加資格確認申請書を提出し、市による入札参加資格確認審査において入札参加有資格者と認められた応募グループを、個別対話の参加対象者とします。

3 参加方法

- ・原則、非公開で実施します。
- ・個別対話は、対面又は対面と WEB の併用のいずれかとします。なお、会場には接続可能なインターネット回線がありませんので、それを踏まえた上で WEB の接続については、事業者において対応してください。
- ・対面の参加者は、応募グループで合計 18 名を上限とします。WEB については特に制限はありませんが、適切と考えられる人数としてください。

4 開催日時及び場所

(1) 日時

個別対話の実施日程は以下を予定しています。

応募グループごとの実施日及び時間帯については、個別対話への申込者数及び対話確認事項の数を踏まえて本市で決定した上で、個別対話の参加申込者に対して別途連絡します。

第 1 回：令和 7 年 12 月 25 日（木） 9 時 00 分～17 時 00 分

第 2 回：令和 8 年 2 月 26 日（木） 9 時 00 分～17 時 00 分

第 3 回：令和 8 年 3 月 26 日（木） 9 時 00 分～17 時 00 分

※ 上記の時間内で、応募グループごとに最大 2 時間の枠を設定します。

(2) 開催場所

横浜市庁舎会議室

※ 個別対話の日時と場所の決定後、参加方法を別途、御連絡いたします。

5 対話内容

- ・議題は主に、本事業の提案書作成に際しての応募グループの理解又は解釈に関する確認事項のほか、本事業に係る入札説明書等に対する意見及び提案とします。確認事項のみの対話も可能です。

- ・事前に、参加者から市に確認する事項について「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」にご記入のうえ、提出してください。

6 対話の進め方

- ・市は、参加申込者から事前に提出された確認事項に対する回答案を対話の前日までに対話参加者へ送付します（電子メールにて送付）。
- ・併せて、対話参加者へは、市が送付した回答案を対話当日に配布します。
- ・市と対話参加者は、市が事前送付した回答案をベースに質疑応答を行います。この際、市による回答案の読み上げは行わず、対話参加者から回答案への質問をもとに実施するものとします。
- ・意思疎通を円滑にするため、個別対話の場でのイメージ図等の各種資料の提示は可能とします。イメージ図等の各種資料を提示する場合、個別対話当日に15部持参してください。なお、会場のプロジェクターは使用可能ですが、HDMI ケーブル等で接続するパソコンは対話参加者が準備してください。
- ・対話参加者から事前に提出された質問以外の質問があれば適宜質疑応答を行います。
- ・当日回答できないものについては、対話結果の回答公表において回答します。
- ・対話結果のホームページでの公表にあたり、非公開を希望する質問を対話の場で確認しますが、公表するか否かの判断は市が行います。
- ・予定時間となった時点、または質問事項が無くなった時点で対話は終了とします。
- ・特別な事情がない限り、個別対話途中における入退室を認めません。

7 申し込み方法

(1) 個別対話の参加申込の受付

ホームページに掲載する「入札説明書等に関する個別対話参加申込書（様式 D-1）」を用いて、(3)の要領にて申し込んでください。

(2) 個別対話での確認事項の提出

個別対話に申し込みをした事業者は、ホームページに掲載する「入札説明書等に関する個別対話における確認事項（様式 D-2）」を用いて、(3)の要領にて提出してください。

(3) 提出要領

内 容	説 明	
受付期間	第1回	令和7年11月26日（水）から 令和7年11月28日（金）午後5時まで
	第2回	令和8年1月29日（木）から 令和8年2月2日（月）午後5時まで
	第3回	令和8年3月4日（水）から 令和8年3月6日（金）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみ受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。	

申込書の様式	ホームページに掲載する様式 D-1 及び様式 D-2 を、添付ファイルとして、下記アドレス宛に電子メールで送信すること。
電子メールアドレス	ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は 【(企業名等)】(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業 対話申込とすること。
電子メール到着確認に関する問合せ先	横浜市教育委員会事務局 教育施設課 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛 電話：045 - 671 - 3298

8 留意事項

- ・横浜市職員が対応するほか、アドバイザー業務の受託コンサルタント会社が同席します。
- ・対話への参加実績は、落札者の決定にかかる評価の対象とはなりません。
- ・対話への参加に要する費用は、参加者の負担となります。
- ・必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）を行うことがありますので、御協力をお願いします。
- ・対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します（応募グループの提案内容、参加者独自の知見・ノウハウ等に関する内容は公表しません）。公表にあたっては、事前に応募グループに内容の確認を行います。なお、応募グループ及び参加者の名称は公表しません。
- ・「審査方法に関わること」及び「提案内容の評価に関すること」についての回答は行いません。また、本事業に関わる内容以外の質問に関しては、回答しない場合があります。
- ・対話当日に市が口頭でお伝えした内容については、正式な回答ではありません。正式な回答は、対話結果の回答公表において改めてお示ししますので、御了承願います。
- ・市は、対話参加者から事前に提出された質問に関係しない質問を行う場合があります。
- ・対話実施後の追加質問は、原則として受け付けません。
- ・対話の質疑については、録音します。ただし、録音した対話内容を始めとする対話記録そのものについては公開しません。
- ・次のいずれかに該当する場合は、個別対話に参加できません。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 - (2) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
 - (4) 入札参加資格を得られなかった者、及び入札参加資格を失った者

9 お問い合わせ先

担当	横浜市教育委員会事務局 教育施設課 (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛
住所	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話/FAX	045 - 671 - 3298 / 045 - 664 - 4743
E-mail	ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp

(令和8年2月26日更新)